



令和7年11月17日

藤沢市議会議長 山口 政哉 様

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

陳 情 理 由

神奈川県の私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は、今年度は国・県とも増額されました。特に私立高校の額は県民の念願である国基準額を達成することができました。神奈川県の私立高校生への授業料補助額の上限である468,000円は、年収750万円未満世帯まで広がり、多子家庭（23歳未満の子ども3人以上）に対しては年収910万円未満の世帯までと現状維持でした。一方国の就学支援金は所得制限が撤廃され、すべての私立高校生が118,800円を受けることができるようになり、次年度はさらなる増額の方向が示されています。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正が一步進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。この成果は昨年までの私たちの運動に加え、市町村の後押しのおかげだと感謝しております。

しかし、増額されたとはいえ、神奈川県の経常費補助は、高校と幼稚園を除いて小学校と中学校は未だ国基準額（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）に達していません。その全国順位は、神奈川県の近年の努力に関わらず、中学校は44都道府県中40位、小学校は34都道府県中30位と、全国最下位水準です。この補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。少子化に伴い、今後中学卒業者数が減っていくという見通しも、私立高校に財政的な不安を与えており、生徒数の減少に対して、教育条件を向上させる特別な措置が求められています。

さらに授業料補助は補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設設備費等の負担額が年間約28万円残されています。東京都では所得制限が撤廃され、すべての私立高校生が実質授業料無償になりました。また東京都では、私立中学校に通う家庭には所得制限なく授業料補助（10万円）の制度もあります。さらに東京都から他県の私立高校に通う生徒には授業料補助が出ますが、神奈川県から県外の私立高校へ通う生徒には授業料補助が出ないという問題もあります。1975年に制定された私立学校振興助成法は「速やかに（補助額を公立の）1/2とするよう努める」という附帯決議がされましたが、半世紀経た現在も未だ達成されていません。保護者負担の軽減は、未だ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川県の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。神奈川県の教育を支える担い手としての役割を果たし続けています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成をいっそう拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和8年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳情者

神奈川私学助成をすすめる会

代表 長谷川 正利

住所：横浜市中区桜木町3-9横浜平和と労働会館4階



令和7年11月/7日

藤沢市議会議長 山口 政哉 様

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

陳 情 理 由

2025年2月に自民党・公明党・日本維新の会が「高校授業料無償化」について合意したことを受けて、公私ともに年収910万円以上の全世帯に年額11万8800円を支援するための予算を計上した補正予算が3月31日に成立しました。「3党合意」では、2026年度から授業料支援額を2025年度の私立高校授業料平均額に相当する45万7000円に引き上げ、年収590万円の所得制限を撤廃することも盛り込まれています。「自治体間格差」が拡大する中で国が大幅な拡充に踏み出したことは、父母・生徒にとって歓迎すべきことです。

しかし「教育の無償化」がこれで完成したわけではありません。第一に、文部科学省は、2025年度の制度拡充を今年度限りの新規事業「高校生等臨時支援金」とし、2026年度については「所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です」としています。必要な財源を確保したうえで、少なくとも合意された内容を着実に実施することが求められています。第二に、授業料が実質的に無償になったとしても、入学金や施設設備費などの高額な私費負担が残っています。家庭の私費負担を軽減するためには、入学金への補助制度の創設や、施設設備費等を就学支援金の補助対象に含めるなどの措置を講じる必要があります。第三に、私立学校への経常費助成は公立高校生1人あたり公費支出額の3割に留まっています。私立学校が公教育として重要な役割を担っているとの立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「経常費国庫補助1/2助成」がすみやかに実現されることを強く求めます。そして何より、公私問わず「少人数学級」「専任教諭増」を進め、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を実現するためには、教育予算の大幅な増額が不可欠です。不登校やいじめの件数が過去最多を更新し、教員の長時間労働やなり手不足にも解決の見通しが見えない中で、学校教育の再生には教育予算そのものを増やすことこそ根本的な解決策となることは明らかです。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳情者

神奈川私学助成をすすめる会

代表 長谷川 正利

住所：横浜市中区桜木町3-9横浜平和と労働会館4階

